

ふるさと納税ワンストップ特例制度

マイナンバーの記載や本人確認書類の添付が義務付けられました

1 制度の概要

確定申告を行わない給与所得のみの方などが、ふるさと納税（富士見市ではまちづくり寄附）を行う際、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附控除の申請を、寄附先の市区町村（富士見市）が寄附者に代わって行うことを申請できる制度です。なお、平成28年より、申請書へのマイナンバー（個人番号）の記載及び本人確認書類の添付が義務付けられました。

2 対象者（下記2つの要件を両方満たす方）

(1) 納税申告を行なう必要がない方

※給与所得のみの方でも、確定申告が必要な給与の年間収入金額が2,000万円を超える方や医療費控除等の各種控除、株式などの所得を確定申告する方などは対象外となります。

(2) 1年間（1月から12月）における、ふるさと納税の寄附先が5団体以下の方

※同じ自治体に複数回寄附をした場合は、「1団体」と数えます。

3 申請方法（この制度を利用するには、申請が必要です）

富士見市役所政策企画課あてに下記の書類を郵送ください（申請締切は寄附翌年1月10日）。

⇒郵送先住所は裏面の下をご覧ください。

※寄附をするごとに、申請書の提出が必要です。

例えば、同じ自治体に3回寄附をした場合、それぞれの寄附ごとに3回申請が必要です。

(1)「申告特例申請書」の提出

(2)マイナンバー（個人番号）の確認書類（①または②が必要です） ⇒裏面参照

①マイナンバー（個人番号）カード（表裏両面のコピー）

②通知カードのコピー +本人確認書類のコピー

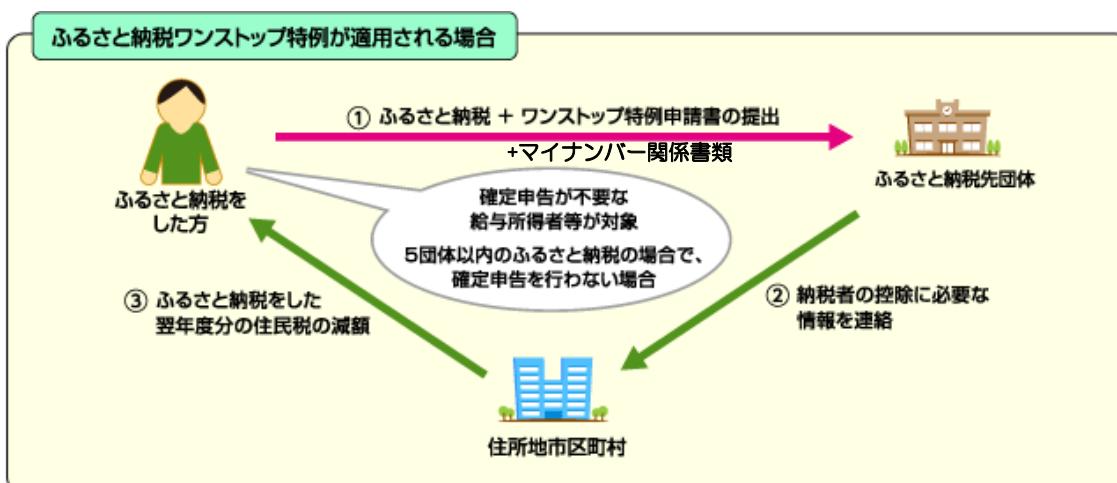
※申告特例申請書の提出に係る郵送料等は、申請者のご負担となりますのでご了承ください。

※申請後、寄附翌年の1月1日までの間に住所や氏名等に変更が生じた場合は、寄附をした富士見市宛に「申告特例申請事項変更届」の提出（寄附翌年の1月10日締切）が必要となります。

4 申請手続きの完了

申請書（変更届出書）の提出と寄附の入金を確認した後、富士見市より受付書を郵送いたします。受付書は、寄附金受領証明書、寄附をされた際の領収書とあわせて大切に保管してください。

制度のイメージ（総務省 ふるさと納税ポータルサイトより）



マイナンバー（個人番号）の確認書類

提出していただく添付書類は、次の1～3のいずれかの組合せとなります。

添付書類

	マイナンバー（個人番号）確認用	+	本人確認用
1	「マイナンバー（個人番号）カード」の写し1枚（裏面） ※マイナンバー（個人番号）カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです。 	+	「マイナンバー（個人番号）カード」の写し1枚（表面） 
2	下記のいずれかの写しを1点 ・通知カード ・住民票（マイナンバー（個人番号）が記載されたもの） ※通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバーをお知らせするものです。	+	顔写真付きの公的機関発行の身分証明書いずれかの写しを1点 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真つき）、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
3	下記のいずれかの写しを1点 ・通知カード ・住民票（マイナンバー（個人番号）が記載されたもの） 健康保険被保険者証は使用できません。	+	写真なし身分証明書等 いずれかの写しを2点 健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、官公署がその職員に発行した身分証明書、民間企業の社員証、学生証など

※書類のコピーは、マイナンバー（個人番号）、氏名、生年月日、住所等の記載がはっきりわかるようにお取りください。

※なお、番号確認や本人確認ができない場合、受付できないこともございますのでご注意ください。

【お問合せ】

まちづくり寄附、ワンストップ特例制度に関すること 富士見市政策企画課 電話 049-251-2711 内線234
申告、寄附金の税額控除に関すること お住まいの市区町村の税担当課までお問い合わせください。

【郵送先】

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800-1 富士見市役所 政策企画課 まちづくり寄附担当 宛

記入例

申請書の記入日を記載

令和 年寄
土喝 氏税 金税額控院

住所、氏名（フリガナ）、性別、
電話番号、生年月日を全て記入

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する）

12桁のマイナンバー（個人番号）を記入し、必ず個人

あなたが支出した地
金」という。) につい
の特例」という。) の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載して
番号及び本人確認書類を添付してください。

寺例控除対象寄附 例（以下「申告

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が 地方税法附則第7条第6項(第12項)各号のいづれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全額の寄附金(寄附金の額に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けたためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄付金額
令和〇〇年　〇月　××日	10,000 円

2. 申告の特例の適用 確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出

不要者である場合、チェックをしてください。

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金
提出する義務がない者
(2) 特例控除対象寄附金
該寄附金に係る寄附金税
の提出がされたものとみ

ワンストップ特例申請で寄付をする市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、チェックをしてください。

- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

令和 年寄附分 市町村民税
道府県民税 (切り取らないでください。) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所		受付日付印
氏名		

ワンストップ特例申請の受付が完了し次第、
受付完了通知メールを送付いたします。

受付団体名 埼玉県富士見市

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったが、変更の届出をしていない

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに富士見市役所に「申告特例申請事項変更届」を届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

確定申告については、国税庁のホームページをご覧ください

アドレス <https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>

富士見市役所 政策企画課

電話 :049-251-2711 内線 234